

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
に当たる日は、
休きがとある

ばならないこととした。

2 知事は、利用許可をしたときは、許可書を交付することとした。

三 行為の制限等 (第三十条関係)

- 1 大学校においては、次の行為をしてはならないこととした。
(一) 大学校の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(二) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(三) 大学校の風紀を乱し、若しくは他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(四) その他知事が別に定める行為

2 知事は、1に違反し、又はそのおそれのある者に対しても、大학교の施設の利用を拒み、又は大학교からの退去を命ぜることができるのこととした。

四 措置命令等 (第三十一条関係)

知事は、大학교の適正な管理を図るために必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる」ととした。

五 利用許可の取消し (第三十二条関係)

知事は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができることとした。

(一) この規則の規定に違反したとき。

(二) 四の命令又は指示に従わないとき。

(三) 利用許可の条件に違反したとき。

(四) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

(五) その他大학교の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めることとした。

六 施設設備の滅失等の届出 (第三十三条関係)

利用者は、大학교の施設設備を滅失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を知事に届け出てその指示を受けなければならぬこととした。

七 利用の終了の届出 (第三十四条関係)

- 1 利用許可を受けようとする者は、申込書に必要に応じて利用計画を記載して書面を添えて、利用しようとする日の七日前までに、知事に提出しなければならないこととした。

- 1 利用許可を受けようとする者は、申込書に必要に応じて利用計画を記載して書面を添えて、利用しようとする日の七日前までに、知事に提出しなければならないこととした。

目次

◇規則

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (経営指導課)

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則 (〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

一 休業日 (第二十八条関係)

1 大学校の施設を利用する場合の休業日は、国民の祝日にに関する法律に規定する休日及び十二月二十九日から翌年一月三日までの日とするとした。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に開業することができることとした。

二 利用許可の申込み等 (第二十九条関係)

1 利用許可を受けようとする者は、申込書に必要に応じて利用計画を記載して書面を添えて、利用しようとする日の七日前までに、知事に提出しなければならないこととした。

利用者は、大学校の施設の利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならないこととした。

八 使用料の納付（第三十五条関係）

使用料は、当該利用許可に係る利用をする際に納付しなければならないこととした。

九 使用料の減免（第三十六条関係）

使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとするとした。

(一) 障害者及びその介護者が当該障害者の健康の保持及び増進を図るために

体育館を利用するとき。

(二) 児童又は生徒が休日等に体育館を利用するとき。

(三) 七十歳以上の者が体育館を利用するとき。

(四) その他知事が特に必要があると認めたとき。

十 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

十一 施行期日等

1 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 鳥取県行政組織規則及び鳥取県事務処理権限規則について所要の改正を行なうこととした。

鳥取県規則第四十九号

鳥取県立農業大학교の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

平成九年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県立農業大학교の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成九年三月鳥取県条例第七号）の施行期日は、平成九年十月二十八日とする。

鳥取県立農業大학교管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十号

鳥取県立農業大학교管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立農業大학교管理規則（昭和五十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次の

規 則

ように改正する。

「第四章 施設の利用（第二十八条—第三十二条）」

第五章 雜則（第三十七条）

- 三 大学校の風紀を乱し、若しくは他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- 四 その他知事が別に定める行為

十六条) 「第四章 雜則（第二十八条）」を
「第四章 施設の利用（第二十八条—第三十二条）」に改める。

第四章中第二十八条を第三十七条とし、同章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 施設の利用

(休業日)

第二十八条 大学校の施設を利用する場合の休業日は、次のとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 二 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十日までの日
- 三 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休業し、又は休業日に開業することができる。
- 四 知事は、前項の規定により臨時に休業し、又は休業日に開業するときは、あらかじめその旨を大学校に掲示しなければならない。
- 五 利用許可の申込み等)

第二十九条 条例第六条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、様式第十号による申込書に必要に応じて利用計画を記載した書面を添えて、利用しようとする日の七日前までに、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、利用しようとする日までに提出することができる。

- 2 知事は、利用許可をしたときは、様式第十一号による許可書を交付するものとする。
(行為の制限等)
- 三 大学校においては、次の行為をしてはならない。
- 一 大学校の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をする
- 二 大学校の所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

- 2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、大学校の施設の利用を拒み、又は大学校からの退去を命じることができる。
- 3 知事は、大学校の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(利用許可の取消し)

第三十二条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、利用許可を取り消すことができる。

- 一 この規則の規定に違反したとき。
- 二 前条の命令又は指示に従わないとき。
- 三 利用許可の条件に違反したとき。
- 四 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- 五 その他大学校の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(施設設備の滅失等の届出)

第三十三条 利用者は、大学校の施設設備を滅失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を知事に届け出てその指示を受けなければならない。

- 6 利用の終了の届出)
- 三十四条 利用者は、大学校の施設の利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。
- 三十五条 利用料の納付)
- 三十六条 利用料の減免)

第三十条 条例第七条の規定による使用料は、当該利用許可に係る利用をする際に納付しなければならない。

第三十六条 条例第八条の規定による使用料の減免を行へいしたがだれの場合は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が特に必要があると認めた心身に障害を有する者（以下「障害者」という。）及びその介護者が当該障害者の健康の保持及び增进を図るために体育館を利用すること。
- 二 児童又は生徒が休日等（国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。）に体育館を利用するところ。
- 三 七十歳以上の者が体育館を利用するところ。
- 四 その他知事が特に必要があると認めたところ。
- 五 使用料の減免を受けようとする者は、様式第十一号による申請書を知事に提出しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、第一項第一号から第十二号までに定める事由により使用料の減免を受けようとする者は、体育館の利用の際、同項第一号に定める事由による場合にあつては身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有する人を証する書面を提示する人をもつて、同項第一号に定める事由による場合にあつては口頭により申し出る人をもつて、同項第十二号に定める事由による場合にあつては運転免許証、国民健康保険被保険者証その他年齢を証する書面を提示する人をもつて前項の申請書の提出に代えることができる。
- 様式第九号の次に次の二様式を加える。

様式第10号（第29条関係）

鳥取県立農業大学校利用許可申込書

年 月 日

職 氏 名 様

申込者 郵便番号

住 所
氏 名（団体にあつては、名
称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり鳥取県立農業大学校を利用したいので、申し込みます。

施設の種類	
管理教育棟	教室（大教室、第1、第2、第3、第4）、情報処理室、会議室
学生寮棟	農産加工室
運動施設	体育館、グラウンド、テニスコート（面）
国際農業交流館	セミナー室（第1、第2）、控室、交流ホール、研修室（2分の1室、全室）、宿泊室（洋室、和室）
利 用 の 目 的	
利 用 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利 用 予 定 人 員	人（高等学校の生徒 人、学生又は一般人 人）
利 用 責 任 者	（住 所） （氏 名） (電話番号)

注 「利用予定人員」欄のかつこの中は、宿泊を伴う利用の場合に記載すること。

様式第11号（第29条関係）

鳥取県立農業大学校利用許可書

年 月 日
第 年 月 日住所
氏名様（団体にあつては、名
称及び代表者の氏名）

職 氏 名 印

年 月 日付けで申込みのあつた鳥取県立農業大学校の利用については、次のとおり
許可します。

施設の種類	管理教育棟 会議室 学生寮棟 農産加工室 運動施設 体育館、グラウンド、テニスコート（面） 国際農業交流館 （2分の1室、全室）、宿泊室（洋室、和室）	教室（大教室、第1、第2、第3、第4）、情報処理室、
利 用 の 目 的		
利 用 期 間		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利 用 予 定 人 員		人（高等学校の生徒 人、学生又は一般人 人）
減 免 申 請 の 額		
減 免 を 必 要 と す る 理 由		
許 可 の 条 件		

様式第12号（第36条関係）

鳥取県立農業大学校使用料減免申請書

年 月 日

申請者 郵便番号

住 所
氏 名

印

（団体にあつては、名
称及び代表者の氏名）

鳥取県立農業大学校の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 施 設	
利 用 の 目 的	
利 用 期 間	
利 用 予 定 人 員	
減 免 申 請 の 額	
減 免 を 必 要 と す る 理 由	

注 「利用予定人員」欄のかつこの中は、宿泊を伴う利用の場合に記載すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

2 鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のよう
に改正する。

第百一十八条を次のよう改める。

(所掌事務)

第一百一十八条 農業大学校は、次に掲げる事務を所掌する。

1 次代の農業の担い手に対し必要な専門的知識及び技術を修得させるため。

2 農業者等の研修に関するもの。

3 農業者等の生涯学習及び国際交流に関するもの。

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

3 鳥取県事務処理権限規則(平成八年四月鳥取県規則第十一号)の一部を次のよう
に改正する。

別表第一「経済指導課の項第一」中「

〔 3 同条例第6条の規定による授業料の減免の決定 〕」を

18 同規則第28条第2項の規定による臨時休業又は休業日の開業の決定	<input type="radio"/>	農業大学 校長
19 同規則第29条第1項ただし書に規定する特に必要があることの認定	<input type="radio"/>	農業大学 校長
20 同規則第30条第2項の規定による利用の拒否又は退去の命令	<input type="radio"/>	農業大学 校長
21 同規則第31条の規定による利用者に対する必要な措置の命令又は必要な指示	<input type="radio"/>	農業大学 校長
22 同規則第32条の規定による利用の許可の取消し	<input type="radio"/>	農業大学 校長
23 同規則第33条の規定による利用者が施設、設備を滅失し、又は毀損したときの指示	<input type="radio"/>	農業大学 校長
24 同規則第34条の規定による施設の利用後の点検	<input type="radio"/>	農業大学 校長

〔 3 同条例第6条の規定による利

用の許可

4 同条例第8条の規定による授業料及び使用料の減免の決定

- (一) 授業料
- (二) 使用料

〔 3 同条例第6条の規定による授業料の減免の決定 〕」を

〔 3 同条例第6条の規定による利

用の許可

4 同条例第8条の規定による授業料及び使用料の減免の決定

- (一) 授業料
- (二) 使用料

改め、回復第1十回から次のとおりとする。